

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月18日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

秋田城跡歴史資料館 事務長
千秋美術館 事務長 参事 副参事

	を	秋田城跡歴史資料館 事務長 副参事
		千秋美術館 副館長 事務長 副参事

に、	佐竹史料館 事務長 参事 副参事	を	佐竹史料館 事務長
----	---------------------	---	--------------

副参事	に、	市民相談センター 所長 所長補佐 副参事
-----	----	-------------------------

	を	市民相談センター 所長 所長補佐
--	---	---------------------

「保健所
所長 次長 課長 担当課長 参事 課
長補佐 副参事」を「保健所
所長 次
参事 課長」

「長 副理事 課長 担当課長
補佐 副参事」に、「子ども未来センター
所長 副参事」

「」を「子ども家庭センター
所長 課長 参事 副参事」

「中央卸売市場
市場長 室長 副参事
園芸振興センター
所長 副参事」を「公設地方
市場長
副参事
園芸振興
所長」

卸売市場
卸売市場再整備担当部長 室長
センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。